

2021-09-28	2021-10-15	第8条	-	<p>7.会員が前条の決済手段を利用しない場合、当社は、毎月末日にて締め、当月中に発生した本サービス利用料及び付帯サービス利用手数料の請求書を会員に発行します。会員は、当該請求書に係る金額を、受領した月の末日までに、別途当社が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。支払いに係る振込手数料その他の費用は、会員が負担するものとします。ただし、会員が当社に支払うべき金額が5000円に満たない場合は、当社は会員に対し請求書を発行せず翌月以降に繰り越したうえで、5000円を超えた月の末日締めにて請求書を発行するものとし、会員は、その翌月末日までに支払うものとします。なお、繰り越し発生後5か月が経過しても、会員が当社に支払うべき金額が5000円を超えない場合は、5か月が経過した日の月末日を締め日とし、翌月末日までに、当該締め日までに締結された販売契約に基づく本サービス利用料及び付帯サービス利用手数料を支払うものとします。ただし、繰り越し発生後5か月が経過した時点で、当社が会員に支払うべき金額が0円に満たない場合、会員は当社への当該商品代金の請求を放棄し、当社は会員への本サービス利用料及び付帯サービス利用手数料を放棄することで、両者の債権債務を清算するものとします。以後6か月毎に当社からの支払い又は両者の債権放棄により、両者の債権債務を清算するものとします。</p>	(改訂前第8条5)項変更及び修正	-
2021-09-28	2021-10-15	第19条	<p>4.当社は、本利用規約に定めがある場合を除き、本サービスの利用に関連して会員が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、会員の逸失利益、間接損害、特別損害、拡大損害、弁護士費用その他の通常かつ直接の損害以外の損害はその対象外とし、かつ、当社の賠償責任は、責任の原因が生じた日から過去6か月間の間に当社が会員より現に受領した本サービス利用手数料の金額を上限とします。</p>	<p>4.当社は、本利用規約に定めがある場合を除き、本サービスの利用に関連して会員が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、会員の逸失利益、間接損害、特別損害、拡大損害、弁護士費用その他の通常かつ直接の損害以外の損害はその対象外とし、かつ、当社の賠償責任は、責任の原因が生じた日から過去6か月間の間に当社が会員より現に受領したサービス利用料の金額を上限とします。</p>	修正	<p>文言変更のため運営に変更 ございません。</p>